

開発行為に関する工事における公共公益施設の帰属及び 管理移管並びに所有権移転登記等に基づく提出書類について

開発許可を受けた開発行為等に関する工事により設けられた公共公益施設の用に供する土地については、王寺町に帰属する必要があります。

よって、所有権移転の嘱託登記に必要な書類を申請人が王寺町に提出しなければなりません。

公共公益施設の帰属申請に必要な書類

必要書類及び提出先

提出先： 地域整備部都市計画課

- ① 開発区域位置図（縮尺 1／2,500 以上） ② 公図
- ③ 地積測量図 ④ 確定丈量図 ⑤ 土地の登記事項全部証明書
- ⑥ 法第 36 条第 3 項の規定による公告の写し ⑦ 土地利用計画図
- ⑧ 検査結果通知書（王寺町公共公益施設の帰属又は管理移管に関する要綱第 6 条様式第 2 号）又は公共公益施設の
手直し工事等の確認通知書（王寺町公共公益施設の帰属又は管理移管に関する要綱第 9 条様式第 4 号）の写し
- ⑨ 公共公益施設台帳、固定資産台帳等の整備に必要となる根拠資料及び
図面並びにそれらの電子情報を収めた記録媒体

※提出を要する根拠資料の種類、図面の種別及び記録媒体の規格等については、担当課と協議を行うこと

例）帰属に係る土地の評価を算定出来る資料

土地売買を行った場合・・・土地売買契約書等

自己所有地の場合・・・固定資産評価証明書等

帰属に係る建築物、工作物の建築費等を算定出来る資料

建築物の場合・・・設計書等

工作物の場合・・・設計書又は見積書等

- ⑩ その他町長が必要と認める書類

公共公益施設の管理移管申請に必要な書類

必要書類及び提出先

提出先： 地域整備部都市計画課

- ① 開発区域位置図（縮尺 1/2,500 以上）
- ② 公図
- ③ 地積測量図
- ④ 確定丈量図
- ⑤ 土地の登記事項全部証明書
- ⑥ 法第 36 条第 3 項の規定による公告の写し
- ⑦ 土地利用計画図
- ⑧ その他町長が必要と認める書類（工事図面、工事写真、材料カタログ等）

※ 但し、公共公益施設の帰属申請と同時に申請を行う場合は、添付する書類を兼ねることが出来ることとする。

公共公益施設の所有権移転の嘱託登記に必要な書類

必要書類及び提出先

提出先 : 地域整備部都市計画課

■ 都市計画法第40条第1項（代替帰属）

- ① 登記原因証明情報
- ② 登記承諾書
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 代表者事項証明書（法人の場合に限る）
- ⑤ 登記事項全部証明書
- ⑥ 開発区域位置図（縮尺 1/2,500 以上）
- ⑦ 公 図
- ⑧ 地積測量図

■ 都市計画法第40条第2項（新設帰属）

- ① 登記原因証明情報
- ② 登記承諾書
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 代表者事項証明書（法人の場合に限る）
- ⑤ 登記事項全部証明書
- ⑥ 開発区域位置図（縮尺 1/2,500 以上）
- ⑦ 公 図
- ⑧ 地積測量図

備 考

- 提出書類は正を1部、副は帰属対象となった公共公益施設の管理を担当する関係課数を部数とする
- 登記事項全部証明書及び公図は発行から3ヶ月以内のものとする
- 奈良地方法務局葛城支局管内に存する法人については、印鑑証明書及び代表者事項証明書の提出は不要とする